

## 確定申告のよくある質問

**Q** 昨年1年間収入がない場合、申告の必要はありますか？

**A** 申告の義務はありませんが、今後の手続きによっては所得の確認ができないため、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなど、さまざまな手続きに影響が出てきます。例えば、次のようなものがあります。

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置
- 国民年金保険料の免除申請
- 幼稚園・保育所の保育料の算定
- 高額療養費の自己負担限度額
- 就学援助費の認定
- 児童手当・児童扶養手当・医療福祉費(マル福・神福)の支給
- 課税証明書の発行(所得金額が記載された証明書)
- 市営住宅入居の申し込み など

**Q** 給与以外にも所得がありますが、自分で納付することはできますか？

**A** 給与・公的年金などに係る所得以外の所得(事業・不動産所得など)は、確定申告時に納税者からの申し出により普通徴収(自分で納付)にすることができます。

※給与所得が複数ある場合、どちらかを普通徴収にすることはできません。合算した上でその給与所得に係る税額が特別徴収(給与天引き)になります。

**Q** 申告期間中、会場へ行くことができません。

**A** 申告書などを郵送して申告することができます。

**送付先** 確定申告書 潮来税務署 〒311-2492 潮来市小泉南1358  
住民税申告書 神栖市役所 課税課 〒314-0192 神栖市溝口4991-5

**Q** 確定申告・住民税申告する場合、ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した寄附金はどうすれば良いですか？

**A** 確定申告・住民税申告をした場合、ワンストップ特例制度の適用ができなくなります。寄附金控除を受けるためには、確定申告・住民税申告をするときにすべての寄附金受領証明書が必要になります。

## 高齢者の所得税法上の障害者控除対象者認定

☎ 長寿介護課 TEL0299-91-1702

寝たきり状態や認知症状などのある65歳以上の高齢者は、身体障害者手帳などを持っていない方でも、「認定書」の交付を受けることで、確定申告の際、障害者控除を受けることができます。「認定書」の発行には、申請から1週間程度かかる場合があります。詳しくは、長寿介護課までお問い合わせください。

ステップ  
3

いよいよ申告です

オススメ!

スマホ・パソコンで申告

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告ができます。

いつでもどこでも申告! 24時間利用可能です。	分からないことは相談! チャットボットや電話で相談ができます。
自動入力&自動計算でラクラク! スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力できます。過去の申告データも利用できます。	e-Taxなら早期に還付! e-Taxで還付申告すると、書面での申告よりも早期還付されます。



国税庁ホームページ

神栖市の申告会場で申告

場所=市役所(本庁舎)2階201会議室、波崎総合支所・防災センター

日時=2月16日(金)~3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

午前9時~11時・午後1時~4時

※午前8時30分から発券機による受付を行ないます

※混雑状況によっては、午前中の受付を11時より前に締め切る場合があります

※かぜなどの症状がある方は入場をご遠慮ください

受付開始直後と  
終了日前の数日は  
大変混雑します

当日の待合状況  
(申告期間中のみ閲覧可)



次の場合は、神栖市の申告会場で申告はできません

- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の初年度  
の申告
- 消費税、贈与税、相続税の申告
- 土地・建物の売却による申告
- 青色申告の人で、純損失の繰越控除を受ける人  
の申告
- 株式などの売却による申告
- 分離課税の配当所得
- 申告日現在神栖市に住居登録がない人の確定申告
- 先物取引の申告
- 2022年分以前の確定申告
- 損益通算や繰越控除のある申告
- 認定住宅新築等特別税額控除、住宅耐震改修特別  
控除、住宅特定改修特別税額控除(バリアフリー  
改修または省エネ改修)など住宅税制の適用を受  
ける申告
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 雑損控除(所得税の軽減)の適用を受ける申告
- 変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告
- 亡くなった方の申告(準確定申告)
- 持続化給付金や休業協力金等の申請のため、確  
定申告書控えに税務署の受付印が必要な人
- 必要書類が揃っていない人 など
- 国外居住親族の扶養の追加

潮来税務署で申告

日時=2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

● 入場整理券が必要です。当日配付のほか、国税庁LINE公式アカウントで事前に取得できます

● スマホをお持ちの方は原則、スマホを利用して申告書を作成していただきます

● 午後4時前でも受付を終了することがあります

● かぜなどの症状がある方は入場をご遠慮ください

※LINEは、LINEヤフー株式会社の登録商標です